

地方公務員における働き方改革に係る状況

—令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要—

- 地方公務員の勤務時間・休暇等の勤務条件や競争試験の令和6年度（一部、令和7年4月1日現在）の状況について調査

【対象団体】 都道府県(47団体)、指定都市(20団体)及び
その他の市区町村(1721団体。以下「市区町村」という。)
※安全衛生に関する事項については、一部事務組合等を含む。

【対象職員】 一般職に属する地方公務員(会計年度任用職員を除く)
※安全衛生に関する事項については、
特別職に属する地方公務員及び臨時・非常勤職員を含む。

【主な調査項目】

- ・競争試験等に関する事項
- ・勤務時間及び休暇等に関する事項
- ・安全衛生に関する事項

<<目次>>

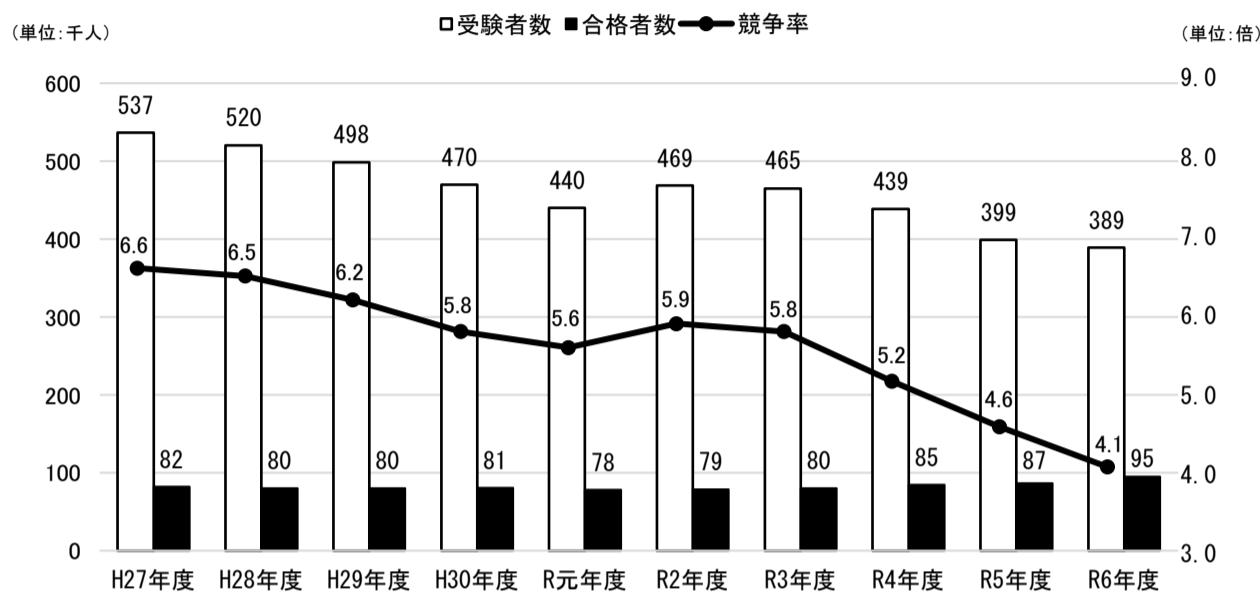
1. 競争試験の状況	
(1) 競争試験全体の状況	P1
(2) 中途採用の状況	P1
2. 勤務時間・休暇等	
(1) 時間外勤務の状況	P2
(2) 柔軟な勤務時間制度の導入状況	P3
(3) 年次有給休暇・育児休業等の取得状況	P4
① 年次有給休暇の取得状況	P4
② 育児休業の取得状況	P5
③ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況	P7
3. メンタルヘルス対策の取組状況	P8
4. メンタルヘルス不調による休務者の状況	P9
5. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況	P9
6. 安全衛生管理体制の整備状況	P11

1. 競争試験の状況

(1) 競争試験全体の状況

- 受験者数は388,996人で、前年度から10,203人減少。合格者数は94,999人で、前年度から8,246人増加。
また、競争率は4.1倍で、前年度から0.5ポイント減少。
- 受験者数は長らく減少傾向が続いている一方で、合格者数は増加傾向となっている。
これに伴い、競争率についても減少傾向が続いている。

過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数及び競争率の推移



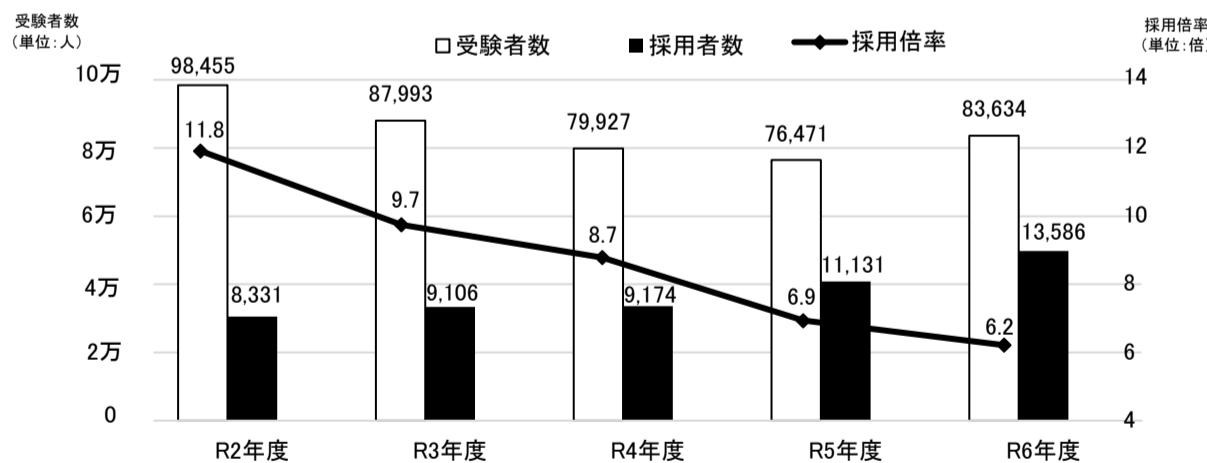
(注1) 人事委員会（競争試験等を行ふ公平委員会を含む。）又は任命権者が実施した職員採用競争試験を調査。
なお、試験の名称が「選考」となっていても、公募・公告、能力実証判定、採用候補者名簿作成の4つの要件を満たす
実質的な競争試験的選考は含む。

(注2) 本表における「競争率」は、受験者数／合格者数 により算出している。

(2) 中途採用の状況

- 令和6年度に実施した中途採用試験について、受験者数は83,634人で、前年度から7,163人増加。
採用者数は13,586人で、前年度から2,455人増加。採用倍率は6.2倍で、前年度から0.7ポイント減少。
- 受験者数は近年減少傾向だったが増加に転じ、また、実施団体数の増加による影響もあり、採用者数も増加している。

過去5年間の中途採用試験における受験者数及び採用倍率の推移



過去5年間の中途採用試験の実施団体数の推移 (単位:団体)

	団体数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R5→R6 増減
都道府県	47	47	47	47	47	47	-
指定都市	20	20	20	20	20	20	-
市区町村	1,722	839	898	935	1,036	1,134	98
合計	1,789	906	965	1,002	1,103	1,201	98

(注1) 本表は、各年度に実施された、主に新卒者を対象に行う採用試験以外の試験の実施状況を記載している。

(注2) 本表における「採用倍率」は、受験者数／採用者数 により算出している。

(注3) 市区町村の「団体数」には、市区町村（1,721団体）に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

2. 勤務時間・休暇等

(1) 時間外勤務の状況

- 職員1人当たりの時間外勤務時間は、全団体平均で月間11.7時間、年間140.0時間となっており、いずれも前年度と比較して横ばいとなった。
- 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員の割合は全体で4.7%、うち月100時間以上の職員の割合は全体で0.3%であり、いずれも前年度と比較して横ばいとなった。

ア) 地方公務員の平均時間外勤務時間数(直近3年分)

○ 時間外勤務時間(年間) (単位:時間)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	R5→R6 増減 (時間(年))
	時間(年)	時間(年)	時間(年)	
全体	149.6	141.1	140.0	▲ 1.1
都道府県	176.6	162.3	161.2	▲ 1.0
指定都市	156.4	151.5	152.3	0.9
市区町村	137.0	130.0	128.4	▲ 1.6

○ 時間外勤務時間(月間) (単位:時間)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	R5→R6 増減 (時間(月))
	時間(月)	時間(月)	時間(月)	
全体	12.5	11.8	11.7	▲ 0.1
都道府県	14.7	13.5	13.4	▲ 0.1
指定都市	13.0	12.6	12.7	0.1
市区町村	11.4	10.8	10.7	▲ 0.1

(注1) 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。

(注2) 「時間(年)」は、対象団体における時間外勤務の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの)」で除したもの(小数点第2位を四捨五入)。

イ) 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員数及び職員割合(直近2年分)

(単位:人)

	令和5年度			令和6年度			R5→R6 増減				
	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上
全体	12,760,997 (100.0%)	614,699 (4.8%)	579,004 (4.5%)	35,695 (0.3%)	12,825,499 (100.0%)	596,795 (4.7%)	561,706 (4.4%)	35,089 (0.3%)	▲ 17,904 ▲ 0.1%	▲ 17,298 ▲ 0.1%	▲ 606 0.0
都道府県	3,091,504 (100.0%)	188,867 (6.1%)	177,102 (5.7%)	11,765 (0.4%)	3,094,752 (100.0%)	183,655 (5.9%)	173,012 (5.6%)	10,643 (0.3%)	▲ 5,212 ▲ 0.2%	▲ 4,090 ▲ 0.1%	▲ 1,122 ▲ 0.1%
指定都市	1,945,037 (100.0%)	98,850 (5.1%)	94,860 (4.9%)	3,990 (0.2%)	1,956,833 (100.0%)	97,899 (5.0%)	93,487 (4.8%)	4,412 (0.2%)	▲ 951 ▲ 0.1%	▲ 1,373 ▲ 0.1%	422 0.0
市区町村	7,724,456 (100.0%)	326,982 (4.2%)	307,042 (4.0%)	19,940 (0.3%)	7,773,914 (100.0%)	315,241 (4.1%)	295,207 (3.8%)	20,034 (0.3%)	▲ 11,741 ▲ 0.1%	▲ 11,835 ▲ 0.2%	94 0.0

(注1) 「調査対象延べ人数(年間)」は、各月の職員数を12ヶ月分合算したものである。

(注2) 「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の上段は、それぞれの区分に該当する職員数である。

(注3) 「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の下段は、「調査対象延べ人数(年間)」に占めるそれぞれの区分に該当する職員の割合である。

(2)柔軟な勤務時間制度の導入状況

- 育児・介護のための早出・遅出制度の導入状況は、引き続き高水準にあり、その他の目的の早出・遅出制度では、特に市区町村において低水準の傾向にある。
- フレックスタイム制は、導入済の団体が昨年から大きく増加したが、全体では131団体(7.3%)と低水準にある(昨年度:99団体(5.5%))。
- 今年度の調査では、フレックスタイム制を導入している団体について、「週休日のほか、勤務日を割り振らない日を設ける」こととしている団体を新たに調査。フレックスタイム制を導入している団体のうち、約6割の団体が勤務日を割り振らない日を設定していることが分かった。

時差出勤制度、早出・遅出及びフレックスタイム制の導入状況(令和7年4月1日現在)

※下段括弧内は団体区分中の割合

(単位:団体)

	全体 (1,788)	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区町村 (1,721)
時差出勤制度	581 (32.5%)	40 (85.1%)	18 (90.0%)	523 (30.4%)

業務上の早出・遅出	863 (48.3%)	34 (72.3%)	15 (75.0%)	814 (47.3%)
通勤混雑緩和のための時差通勤	252 (14.1%)	32 (68.1%)	9 (45.0%)	211 (12.3%)
疲労蓄積防止のための早出・遅出	187 (10.5%)	28 (59.6%)	6 (30.0%)	153 (8.9%)
修学等のための早出・遅出	126 (7.0%)	23 (48.9%)	3 (15.0%)	100 (5.8%)
障害の特性等に応じた早出・遅出	196 (11.0%)	28 (59.6%)	5 (25.0%)	163 (9.5%)
育児・介護のための早出・遅出	1,270 (71.0%)	41 (87.2%)	11 (55.0%)	1,218 (70.8%)

フレックスタイム制	131 (7.3%)	27 (57.4%)	6 (30.0%)	98 (5.7%)
(フレックス制を導入している団体のうち) 週休日のほか、勤務日を割り振らない日を設ける	77 (58.8%)	21 (77.8%)	2 (33.3%)	54 (55.1%)

(注1) 「時差出勤制度」とは、基本の勤務時間（例：8時30分から17時15分の時間帯）に加えて複数の勤務時間パターンを設定し、公務に支障がない範囲内で、職員の申告により勤務時間を割り振る制度を想定。

申告に際して理由を問わない点で、各種早出・遅出制度とは異なる。

(注2) 早出・遅出制度及びフレックスタイム制については、国家公務員に準じた措置を実施している団体を計上。

(注3) 「(フレックスタイム制を導入している団体のうち) 週休日のほか、勤務日を割り振らない日を設ける」欄の下段は、フレックスタイム制を導入している団体中の割合を示している。

(3) 年次有給休暇・育児休業等の取得状況

① 年次有給休暇の取得状況

- 年次有給休暇の平均取得日数は、全団体平均で14.0日/年と、前年度と比較して同じだった。
近年は増加傾向にあるものの、依然として国家公務員(16.3日/年)と比較して少ない水準。
- 団体区分別にみると、平均取得日数は指定都市が最も多く、次いで都道府県、市区町村の順となっており、特に市区町村では規模が小さいほど取得日数が少ない傾向にある。

ア) 年次有給休暇の平均取得日数 ※括弧内は令和5年

【令和6年1月1日～令和6年12月31日※】

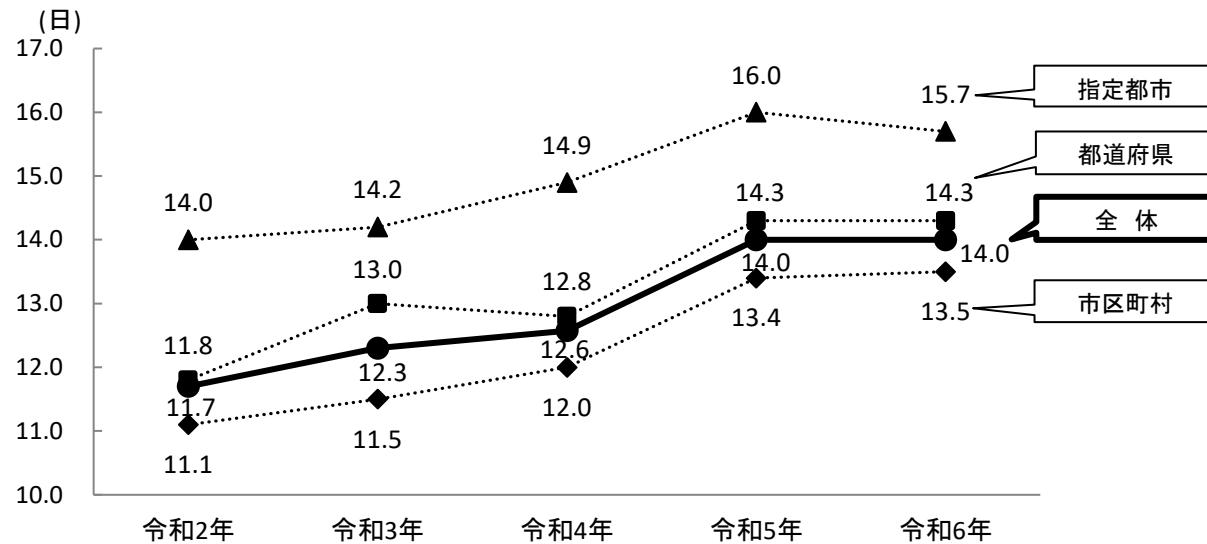
区分	団体数	平均取得日数(日)
都道府県	47団体	14.3 (14.3)
指定都市	20団体	15.7 (16.0)
市区町村	1721団体	13.5 (13.4)
301名以上	(530団体)	14.0 (13.9)
101名以上 300名以下	(697団体)	12.5 (12.3)
100名以下	(494団体)	12.1 (12.0)
全 体	1788団体	14.0 (14.0)

〔参考〕 平均取得日数 (日)

国	16.3	(16.2)
民間	12.1	(11.0)

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和6年4月1日～令和7年3月31日」
 (注1) 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。
 (注2) 民間の括弧内の数値は、令和5年又は令和4会計年度。
 (注3) 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。
 (注4) 国の出典は「令和7年国家公務員給与等実態調査」(人事院)。
 民間の出典は「令和7年就労条件総合調査」(厚生労働省)。

イ) 年次有給休暇の平均取得日数の推移(令和2年～令和6年)



②育児休業の取得状況

- 令和6年度に新たに育児休業を取得した男性職員は33,863人で取得率58.5%、女性職員は45,516人で取得率100.6%。
- 男性職員の育児休業取得率は、前年度から10.9ポイント増加となり、過去最高を更新した。
- 一般行政部門の男性職員の育児休業取得率は75.0%、このうち1週間以上の取得率は73.4%となっている。前年度よりも大きく伸びているが、政府目標（令和7年までに1週間以上の取得率：85%）と比べ、依然として低い数値となっている。
- 団体区分別・部門別にみると、団体区分別では都道府県（56.2%）で、部門別では消防部門（47.1%）と教育委員会（40.4%）で、他と比較して低い水準となっているが、いずれの団体区分・部門においても、取得率は前年度より増加している。
- 育児休業期間の分布状況について、男性は2週間以上1月以下が36.4%と最も多く、次いで1月超3月以下が26.0%となっている。女性は12月超24月以下が35.0%と最も多くなっている。

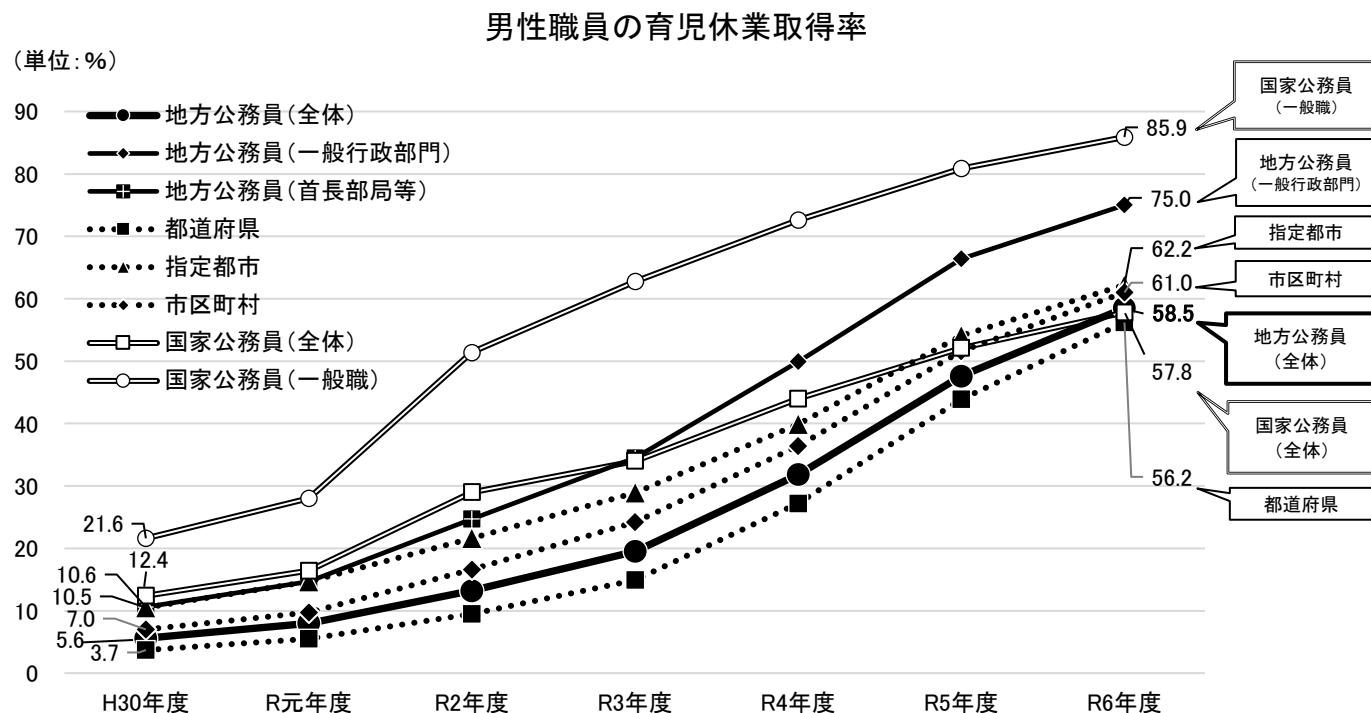
※参考：男性の育児休業取得率（最新公表値）
 国家公務員（全体） 57.8% （令和6年度）
 民間企業 40.5% （令和6年度）

ア) 男性職員の育児休業取得率（令和6年度）※括弧内は令和5年度

	全合計	一般行政部門	公営企業等	警察部門	消防部門	教育委員会	(参考) 女性職員 全合計
都道府県	56.2% (43.9%)	86.3% (76.3%)	70.5% (62.4%)	64.0% (46.5%)	68.4% (60.1%)	38.1% (28.7%)	101.1% (101.1%)
指定都市	62.2% (54.1%)	85.4% (80.0%)	81.1% (73.1%)	—	53.7% (41.9%)	44.1% (35.8%)	99.7% (99.1%)
市区町村	61.0% (51.6%)	68.1% (59.6%)	56.0% (49.9%)	—	40.4% (25.2%)	59.8% (51.0%)	100.2% (100.1%)
合計	58.5% (47.6%)	75.0% (66.4%)	64.2% (57.4%)	64.0% (46.5%)	47.1% (34.0%)	40.4% (31.2%)	100.6% (100.4%)

(注1) 取得率は、調査年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数に対する調査年度中の新規取得者数（調査年度以前に取得可能となって、調査年度中に新たに育児休業を取得した者を含む）の割合である。このため、取得率が100%を超えることがある。

(注2) 消防部門について、上記結果に一部事務組合（消防部門）を合算した場合の令和6年度の男性育児休業取得率は、「43.3%」



(注) R4年度から従来の「地方公務員（首長部局等）」を「地方公務員（一般行政部門）」と「地方公務員（公営企業等）」に区分して調査を実施。そのため、グラフ上はR4年度から、「地方公務員（首長部局等）」を「地方公務員（一般行政部門）」に移行。

イ) 男性職員の育児休業取得率の上位団体

【全部門合計(都道府県)】

都道府県	団体名	R6年度 取得率	R5年度 取得率
		1	山口県
2	福井県	73.4%	66.2%
3	高知県	73.0%	55.8%
4	福島県	71.8%	62.5%
5	長崎県	71.4%	47.4%
6	鳥取県	69.5%	64.9%
7	石川県	69.2%	51.3%

【全部門合計(指定都市)】

指定都市	団体名	R6年度 取得率	R5年度 取得率
		1	福岡市
2	岡山市	79.9%	65.2%
3	堺市	76.4%	56.6%
4	札幌市	75.2%	61.8%
5	川崎市	71.8%	56.1%
6	神戸市	68.0%	51.7%
7	さいたま市	63.5%	56.0%

【警察部門(都道府県)】

都道府県	団体名	R6年度 取得率	R5年度 取得率
		1	福島県
2	山口県	97.3%	73.5%
3	高知県	96.3%	54.9%

【消防部門(指定都市)】

指定都市	団体名	R6年度 取得率	R5年度 取得率
		1	福岡市
2	岡山市	90.5%	77.3%
3	神戸市	80.9%	47.1%

【教育委員会部門(都道府県)】

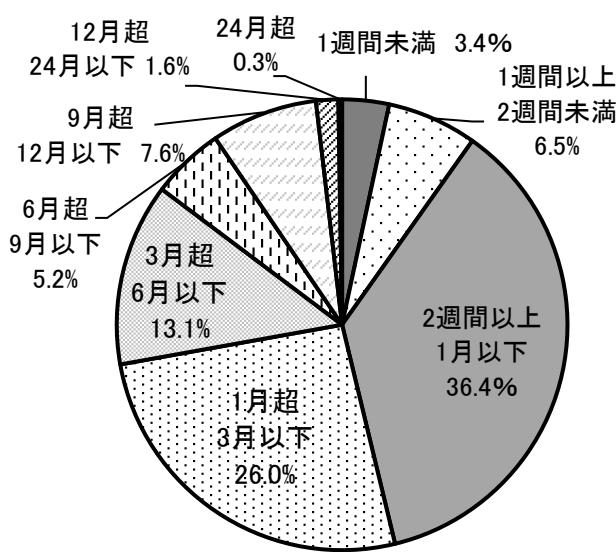
都道府県	団体名	R6年度 取得率	R5年度 取得率
		1	東京都
2	滋賀県	61.4%	47.3%
3	福井県	60.0%	35.6%

【教育委員会部門(指定都市)】

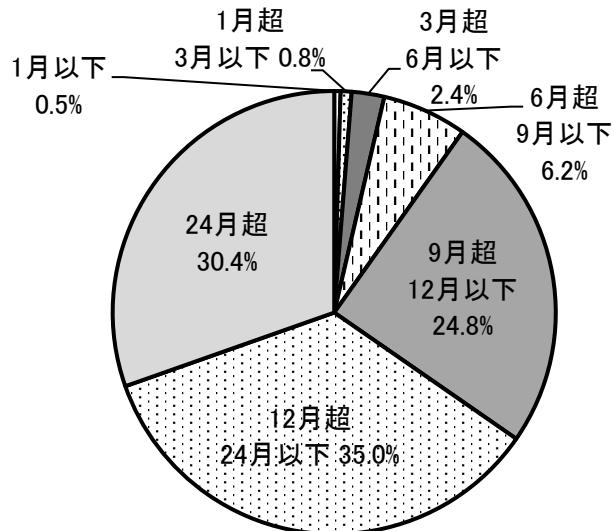
指定都市	団体名	R6年度 取得率	R5年度 取得率
		1	福岡市
2	堺市	71.4%	47.5%
3	岡山市	60.0%	42.6%

ウ) 育児休業期間の状況(令和6年度)

【男性職員】



【女性職員】



③配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況

- 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、いずれか又は両方の休暇を取得した職員の割合が86.5%（対前年度比+1.8%）、両休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合が51.0%（対前年比+1.5%）となっており、増加傾向にある。

ア)配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況(令和6年度)

(単位：人)

令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	いずれか又は両方の休暇を取得した職員数	両休暇を合わせて5日以上取得した職員数
57,863 (100.0%)	47,150 (81.5%)	39,017 (67.4%)	50,037 (86.5%)	29,511 (51.0%)

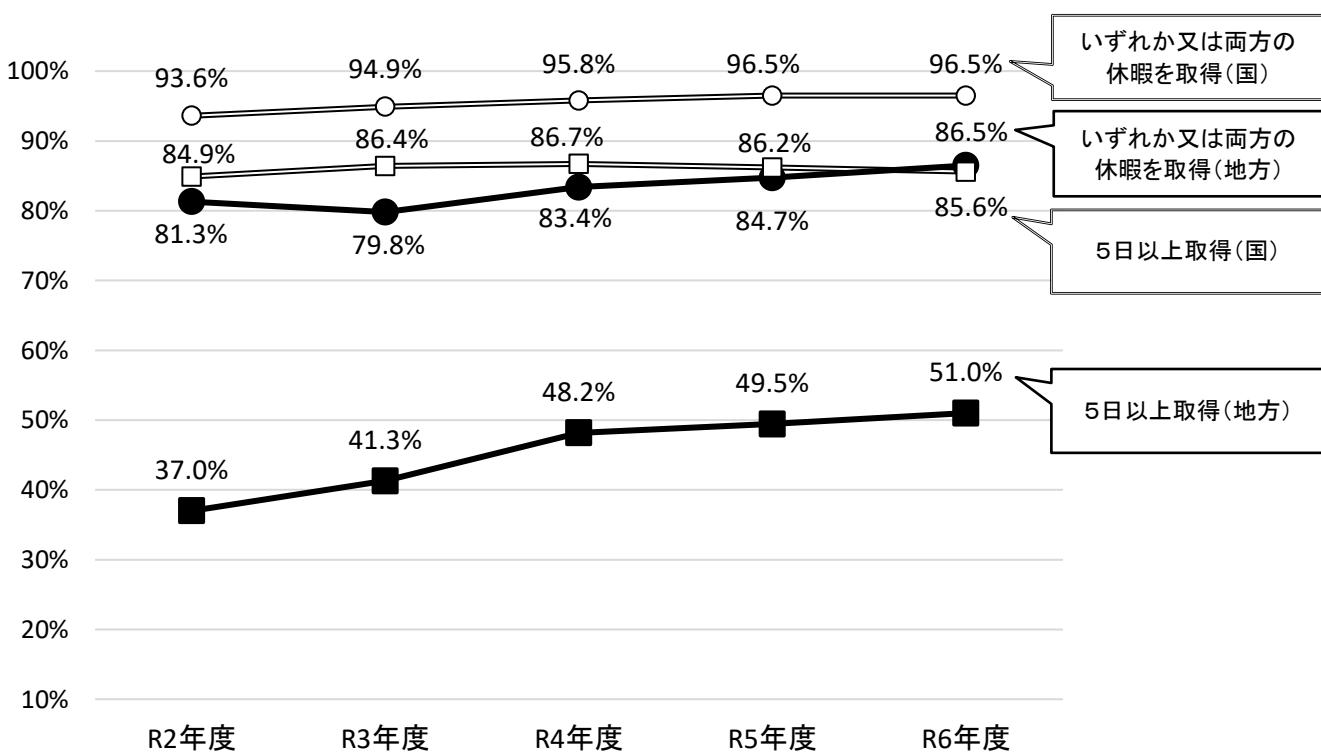
(注1) 「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の休暇制度を設けていない団体における「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。

(注2) 「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために、妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間において、2日の範囲内で与えられる特別休暇。

(注3) 「育児参加のための休暇」は、妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間において、子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇。

(注4) 各男性職員数は全部門（一般行政部門、公営企業等、警察部門、消防部門、教育委員会）の合計。

配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況の推移



イ)両休暇を5日以上取得した職員の割合(都道府県・指定都市)の上位団体

都道府県	団体名	R6年度取得率	R5年度取得率
	1 茨城県	78.4%	65.4%
2 熊本県	73.3%	70.5%	
3 福岡県	69.7%	71.2%	
4 京都府	66.2%	70.6%	
5 福島県	65.3%	54.9%	
6 北海道	65.1%	64.1%	
7 山梨県	64.7%	63.6%	

指定都市	団体名	R6年度取得率	R5年度取得率
	1 岡山市	81.3%	75.1%
2 堺市	65.9%	59.0%	
3 広島市	65.1%	60.1%	
4 札幌市	63.2%	59.6%	
5 さいたま市	62.6%	45.2%	
6 新潟市	61.4%	60.8%	
7 名古屋市	61.0%	57.4%	

(注) 取得率は、調査年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数に対する調査年度中の両休暇を合わせて5日以上取得した職員数の割合である。なお、各職員数は当該団体における全部門の合計。

3. メンタルヘルス対策の取組状況

- メンタルヘルス対策については、都道府県及び指定都市にあっては全部局で、市区及び町村にあってはほぼ全部局で何らかの取組が実施されている。
- メンタルヘルス対策の主な取組は、団体区分別・部局別ともに「セルフケアを実施するための教育研修・情報提供」、「事業場内での相談体制の整備」が多い。
- 「メンタルヘルス対策に関する計画の策定」、「実務を行う担当者の選任」、「ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供」などといった取組は、都道府県・指定都市と市区・町村では取り組んでいる状況に差がある。

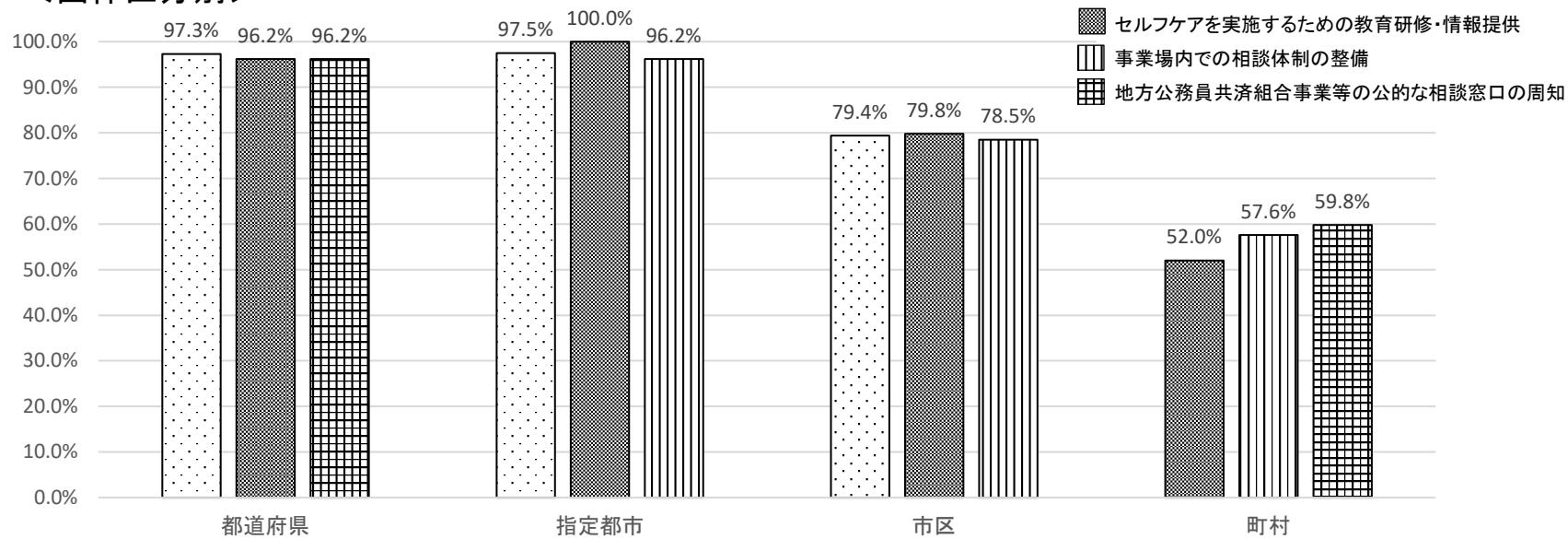
ア) メンタルヘルス対策の取組状況(令和6年度)

	合計	都道府県	指定都市	市区	町村	(参考) 一部事務組合等
取り組んでいる部局数の割合	98.9% (98.6%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	99.96% (99.96%)	97.6% (97.1%)	73.7% (71.6%)

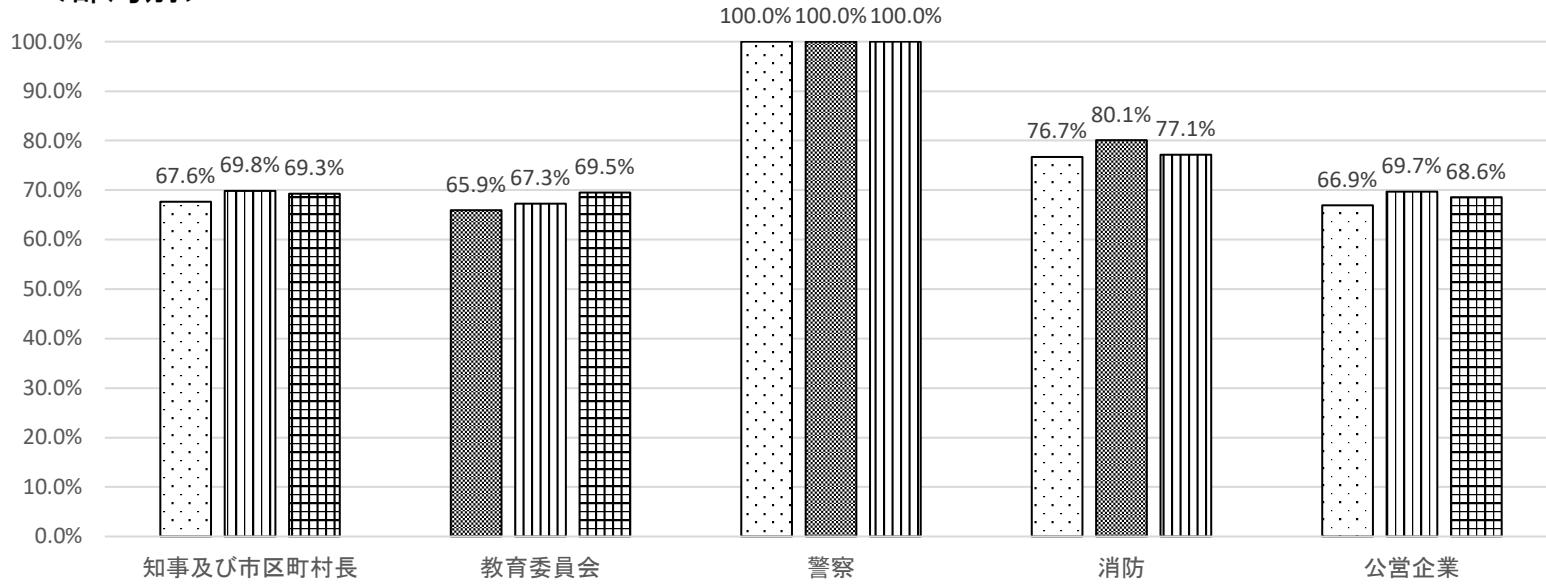
(注)()内の数字は前年度の数字を示す。

イ) メンタルヘルス対策の主な取組内容(複数回答)

<団体区分別>



<部局別>



(注1)団体区分別、部局別(一部事務組合等を除く)とともに、実施されている割合の高い上位3つの取組を基にグラフを作成している。

(注2)メンタルヘルス対策の主な取組内容における割合は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数に占める割合である。
(ウ)についても同じ。)

ウ) 団体区分により取組状況に差がある主な取組内容(全部局合計ベース)

団体区分	メンタルヘルス対策に関する計画の策定	実務を行う担当者の選任	ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供	職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施
都道府県	76.4% (72.0%)	89.6% (86.8%)	94.0% (94.0%)	82.4% (81.3%)
指定都市	78.5% (77.2%)	89.9% (89.9%)	93.7% (93.7%)	72.2% (69.6%)
市 区	31.4% (29.1%)	48.0% (46.5%)	60.5% (57.9%)	60.4% (58.1%)
町 村	17.5% (15.9%)	21.6% (21.0%)	29.1% (28.0%)	40.1% (39.2%)
合 計	27.3% (25.4%)	38.1% (37.1%)	47.9% (46.3%)	52.1% (50.6%)
(参考)				
一部事務組合等	15.2% (13.5%)	30.2% (30.2%)	22.8% (23.5%)	32.7% (31.9%)

(注)()内の数字は前年度の数字を示している。

4. メンタルヘルス不調による休務者の状況

➢ 令和6年度の地方公務員のメンタルヘルス不調による休務者は、48,971人であり、在籍職員数に占める割合は、指定都市が1.7%と最も高く、次いで都道府県及び市區が1.5%、町村が1.4%となっている。

団体区分	令和5年度		令和6年度		R5→R6 増減
	休務者数	(参考)在籍職員数	休務者数	(参考)在籍職員数	休務者数
都道府県	15,014人 (1.5%)	1,002,180人	15,501人 (1.5%)	1,006,008人	487人 0.0%
指定都市	7,560人 (1.8%)	424,499人	7,480人 (1.7%)	453,328人	▲ 80人 ▲ 0.1%
市 区	21,933人 (1.5%)	1,461,204人	22,572人 (1.5%)	1,472,279人	639人 0.0%
町 村	3,268人 (1.3%)	250,927人	3,418人 (1.4%)	250,918人	150人 0.1%
合 計	47,775人 (1.5%)	3,138,810人	48,971人 (1.5%)	3,182,533人	1,196人 0.0%
(参考)					
一部事務組合等	1,177人 (1.0%)	120,902人	1,205人 (1.0%)	121,408人	28人 0.0%

(注1)原則として、令和6年度中にメンタルヘルス不調により引き続いて1か月以上の期間、病気休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。

(注2)一部の団体においては、年度ではなく暦年(令和6年1月～令和6年12月まで)の休務者数を計上している。

(注3)令和5年度から引き続いて休務した者及び令和6年度中に退職した者も含んでいる。

(注4)在籍職員数については参考値として、ストレスチェックの実施状況等で調査した在籍職員数(表18-3)を引用している。

(注5)()内の%については参考値として、「在籍職員数」に占める「休務者数」の割合を示している。

5. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

- 面接指導の強化に係る例規・指針等の整備状況については、令和7年4月1日時点で整備済みの団体の割合は73.5%となっている。(昨年度調査 72.4%)
- 団体区別にみると、都道府県・指定都市にあっては概ね整備済みとなっているが、市区・町村にあっては、未整備の部局を有する地方公共団体が一定数あり、特に町村では整備済みの割合が60.0%となっている。
(昨年度調査 58.6%)
- 医師による面接指導の実施状況については、要件に該当した職員に対して、全団体を通じて概ね3～4割程度実施されている。
- 医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員で、面接指導が行われなかった職員の主な理由のうち、「職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した」が38.9%、「職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった」が6.7%となっている。

ア) 面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区別(部局ごと)整備状況の割合(令和7年4月1日現在)

団体区分	令和7年4月1日時点で整備済み	令和7年度中に整備予定(①)	整備時期未定(②)	参考1	
				令和7年4月1日時点で未整備(①+②)の団体数及び割合(※)	
都道府県	99.5% (99.5%)	0.0% (0.0%)	0.5% (0.5%)	1団体 (1団体)	2.1% (2.1%)
指定都市	97.5% (97.5%)	1.3% (1.3%)	1.3% (1.3%)	2団体 (2団体)	10.0% (10.0%)
市 区	83.6% (82.4%)	3.1% (4.1%)	13.3% (13.5%)	161団体 (179団体)	20.3% (22.5%)
町 村	60.0% (58.6%)	4.2% (6.5%)	35.7% (34.9%)	401団体 (416団体)	43.3% (44.9%)
合 計	73.5% (72.4%)	3.5% (5.0%)	23.0% (22.6%)	565団体 (598団体)	31.6% (33.4%)
(参考2)				905団体 (926団体)	71.8% (73.4%)
一部事務組合等	29.2% (28.9%)	2.5% (3.6%)	68.3% (67.5%)		

(注1)端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。(イ)及びウについても同じ。)

(注2)同一部局内で整備ができない部局がある場合には、整備していない部局として計上している。

(注3)「参考1」については、例規・指針等を未整備である部局を有する地方公共団体数を計上しており、(※)割合については、団体区分ごとにおける団体数の合計(都道府県:47、指定都市:20、市區:795、町村:926、合計:1,788、一部事務組合等:1,261(1,262))に占める割合である。

(注4)()内の数字は前年度の数字を示している。

イ) 医師による面接指導の実施状況(令和6年度)

団体区分	令和5年度		令和6年度		R5→R6 増減	
	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員
都道府県	106,291人	37,440人 (35.2%)	93,068人	36,482人 (39.2%)	▲ 13,223人	▲ 958人 4.0%
指定都市	41,027人	8,837人 (21.5%)	34,851人	9,118人 (26.2%)	▲ 6,176人	281人 4.7%
市区	63,232人	22,425人 (35.5%)	58,775人	23,095人 (39.3%)	▲ 4,457人	670人 3.8%
町村	5,276人	1,125人 (21.3%)	4,294人	1,032人 (24.0%)	▲ 982人	▲ 93人 2.7%
合計	215,826人	69,827人 (32.4%)	190,988人	69,727人 (36.5%)	▲ 24,838人	▲ 100人 4.1%
(参考)						
一部事務組合等	1,443人	374人 (25.9%)	2,348人	1,129人 (48.1%)	905人	755人 22.2%

(注1)職員数は令和6年度の延べ人数である。(ウ)についても同じ。)

(注2)()内の%については、「医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員」に占める割合である。

ウ) 医師による面接指導が行われなかつた職員のうちその主な理由(令和6年度)

団体区分	医師による面接指導が行われなかつた職員	面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※)	職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かつた又は職員自身が必要ないと判断した	職員が業務多忙で面接時間を確保できなかつた
都道府県	56,586人	13,387人 (23.7%)	16,287人 (28.8%)	3,941人 (7.0%)
指定都市	25,733人	13,282人 (51.6%)	6,777人 (26.3%)	100人 (0.4%)
市区	35,680人	5,294人 (14.8%)	21,642人 (60.7%)	3,809人 (10.7%)
町村	3,262人	82人 (2.5%)	2,425人 (74.3%)	321人 (9.8%)
合計	121,261人	32,045人 (26.4%)	47,131人 (38.9%)	8,171人 (6.7%)
(参考)				
一部事務組合等	1,219人	20人 (1.6%)	1,124人 (92.2%)	24人 (2.0%)

(注1)(※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。

(注2)()内の%については、「医師による面接指導が行われなかつた職員」に占める割合を示している。

6. 安全衛生管理体制の整備状況

- 管理者等の選任及び委員会の設置については、概ね整備済となっているが、団体区分別にみると、都道府県及び指定都市にあっては概ね整備済みである一方、市区及び町村にあっては未整備の事業場を有する地方公共団体が一定数ある。
- 管理者等による職場巡視等の実施及び委員会の開催については、全団体区分において実施できていない傾向にあり、特に産業医による職場巡視実施率は46.3%、衛生委員会の開催率は60.4%となっている。

ア) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等及び産業医の整備状況(令和6年度)

団体区分	総括安全衛生管理者	安全管理者		衛生管理者	
	選任率	選任率	職場巡視実施率	選任率	職場巡視実施率
都道府県	100.0% (100.0%)	99.6% (99.6%)	90.6% (93.4%)	99.5% (99.5%)	84.0% (81.5%)
指定都市	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	97.8% (97.7%)	99.9% (99.7%)	82.7% (86.8%)
市区	99.5% (99.9%)	88.1% (86.0%)	79.7% (78.6%)	96.3% (96.5%)	55.6% (55.3%)
町村	- (-)	- (-)	- (-)	93.6% (93.4%)	40.8% (46.5%)
合計	99.6% (99.9%)	93.3% (91.9%)	86.3% (86.3%)	97.8% (97.9%)	69.6% (70.0%)

(参考)

一部事務組合等	100.0% (96.0%)	95.4% (93.5%)	87.1% (87.9%)	97.4% (98.0%)	66.7% (66.0%)
---------	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------

団体区分	安全衛生推進者等	産業医		
		選任率	選任率	職場巡視実施率
都道府県	99.1% (98.3%)	99.5% (99.4%)	56.6% (59.4%)	88.7% (84.8%)
指定都市	99.8% (99.3%)	99.5% (99.5%)	63.1% (57.7%)	93.6% (92.3%)
市区	94.4% (92.4%)	96.4% (97.0%)	33.4% (33.3%)	84.1% (84.3%)
町村	82.0% (79.2%)	95.3% (94.5%)	26.7% (28.4%)	73.3% (76.5%)
合計	94.8% (93.0%)	98.0% (98.1%)	46.3% (47.6%)	85.9% (84.6%)

(参考)

一部事務組合等	91.8% (90.5%)	98.4% (98.6%)	45.1% (44.9%)	81.6% (83.4%)
---------	---------------	---------------	---------------	---------------

(注)()内の数字は前年度の数字を示している。

イ) 安全委員会及び衛生委員会の整備状況(令和6年度)

団体区分	安全委員会		衛生委員会	
	設置率	委員会開催率	設置率	委員会開催率
都道府県	99.8% (99.5%)	65.7% (62.5%)	99.97% (99.8%)	72.2% (67.9%)
指定都市	100.0% (100.0%)	92.8% (91.6%)	99.5% (99.5%)	63.2% (60.4%)
市区	92.3% (94.1%)	50.6% (53.7%)	95.0% (96.1%)	54.0% (53.7%)
町村	- (-)	- (-)	93.5% (94.0%)	30.8% (27.5%)
合計	95.7% (96.5%)	63.1% (62.8%)	97.5% (97.9%)	60.4% (58.1%)

(参考)

一部事務組合等	100.0% (97.9%)	86.3% (85.1%)	93.9% (96.6%)	57.7% (59.6%)
---------	----------------	---------------	---------------	---------------

(注)()内の数字は前年度の数字を示している。